

マイナンバーカードと保険証一体化に関するご報告

1 マイナンバーカードと保険証一体化の今後のスケジュールは以下のとおりです。

- マイナ保険証利用によるオンライン資格確認は、令和4年10月から本格運用を開始しました。
- 令和5年4月1日から、オンライン資格確認の導入が全国の保険医療機関・薬局に原則義務化されました。
- 令和5年6月2日、健康保険証とマイナンバーカードの一体化などを盛り込んだ改正マイナンバー法が成立しました。
- 令和6年秋以降、健康保険証を廃止し、マイナ保険証に一本化します。マイナンバーカードによる資格確認を受けられない状況にある方へは「資格確認書」を申請により交付する予定です。※無償交付
- 令和6年秋までに交付された健康保険証は、最長1年間（令和7年秋より前に有効期限が切れる場合は有効期限まで）使用可能です。日野市国保では、原則的に令和7年9月30日まで紙の保険証が有効です。

2 オンライン資格の市内導入状況（令和5年5月28日現在）

| | | | |
|-----|-------------|-----|-------|
| 病院 | ： 4 / 7 | 導入率 | 57.1% |
| 診療所 | ： 74 / 114 | 導入率 | 64.9% |
| 歯科 | ： 60 / 88 | 導入率 | 68.2% |
| 薬局 | ： 77 / 79 | 導入率 | 97.5% |
| 全体 | ： 215 / 288 | 導入率 | 74.7% |